◇**防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一六四号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成二九年七月一日とすることとした。ただし、同法第二条中自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号）第七三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七五条の八の改正規定の施行期日は、平成二九年九月一日とすることとした。

◇**職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一六五号）（内閣官房）

1　厚生労働省に置かれる医務技監を国家公務員法第一〇六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者と定める等することとした。

2　この政令は、一部の規定を除き、厚生労働省設置法の一部を改正する法律（平成二九年法律第五九号）の施行日から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一六六号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

航空自衛隊の航空総隊の南西航空混成団を南西航空方面隊に改編することに伴い、関係規定を整備することとした。（第二八条の二、第二八条の一四、第二八条の一七～第二八条の一九、第三〇条の一一、第三〇条の一三、第一二七条及び第一四三条関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

航空自衛隊の航空総隊の南西航空混成団を南西航空方面隊に改編することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正関係

航空自衛隊の航空総隊の南西航空混成団を南西航空方面隊に改編することに伴い、武力攻撃事態等において市町村長が避難住民の誘導を行うよう要請できる自衛隊の部隊等の長に関する規定を改めることとした。（第八条関係）

四　施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号）第七三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七五条の八の改正規定を除く。）の施行の日（平成二九年七月一日）から施行することとした。

◇**水銀に関する水俣条約**（条約第一八号）（外務省）

この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀及び水銀化合物の規制等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする。（第一条関係）

2　水銀の供給源及び貿易（第三条関係）

(一)　締約国は、この条約が自国について効力を生じた日に自国の領域において行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならない。この条約が自国について効力を生じた日に行われていた水銀の一次採掘に限り、最長一五年の期間許可する。

(二)　締約国は、この条約に基づき許可される用途及び第一〇条に規定する環境上適正な暫定的保管のために行われる場合に限り輸出締約国に対し書面による同意を与えた締約国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可してはならない。この条約に定める場合を除くほか、水銀の非締約国への輸出及び非締約国からの輸入を許可しないものとする。

3　水銀添加製品（第四条関係）

(一)　締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合又は第六条の規定に従って当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、同附属書第一部に掲げる水銀添加製品について、段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。

(二)　締約国は、附属書A第二部の規定に従って、歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための措置をとる。

(三)　締約国は、自国について製造、輸入及び輸出が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止する措置をとる。

4　水銀又は水銀化合物を使用する製造工程（第五条関係）

(一)　締約国は、第六条の規定に従って当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、附属書B第一部に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用について、段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、許可しないものとする。

(二)　締約国は、附属書B第二部の規定に従って、同附属書第二部に掲げる製造工程における水銀及び水銀化合物の使用を制限する措置をとる。

(三)　締約国は、自国についてこの条約が効力を生ずる前に存在していなかった設備について、附属書Bに掲げる製造工程における水銀及び水銀化合物の使用を許可してはならない。

5　附属書A及び附属書Bに掲げる段階的廃止期限の適用除外の登録に関する手続等について規定している。（第六条関係）

6　自国の領域内においてこの条の規定の対象となる零細及び小規模な金の採掘及び加工を行う締約国は、当該採掘及び加工における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該採掘及び加工から生ずる水銀の環境への排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するための措置をとる。（第七条関係）

7　排出（第八条関係）

(一)　関係する発生源（附属書Dに掲げる発生源の分類の一に該当する発生源）を有する締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。

(二)　締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を要求する。

(三)　締約国は、既存の発生源に関し、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後一〇年以内に、この条約が定める一又は二以上の措置を、自国の事情並びに当該措置の経済的及び技術的な実行可能性及び妥当性を考慮の上、いずれかの国内の計画に含め、及び実施する。

8　放出（第九条関係）

(一)　締約国は、この条約が自国について効力を生ずる日の後三年以内に及びその後は定期的に、関係する特定可能な発生源の分類を特定する。

(二)　関係する発生源を有する締約国は、放出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。

9　締約国は、この条約によって締約国に許可される用途のための水銀及び水銀化合物（一定の水銀廃棄物を除く。）の暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとる。（第一〇条関係）

10　締約国は、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されること、環境上適正な処分のためにのみ回収等されること等の取扱いのために適当な措置をとる。（第一一条関係）

11　締約国は、水銀又は水銀化合物により汚染された場所を特定し、及び評価するための適当な戦略を策定するよう努める。汚染された場所がもたらす危険を減少させるための措置は、環境上適正な方法で行われる。（第一二条関係）

12　資金及び資金供与の制度（第一三条関係）

(一)　締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画に従い、この条約の実施を意図する各締約国の活動に関する資金を提供することを約束する。

(二)　適当かつ予測可能な及び時宜を得た資金供与を行うための制度について規定している。

(三)　締約国会議及び資金供与の制度を構成する主体は、締約国会議の第一回会合において、この条の規定を実施するための取決めについて合意する。

(四)　全ての締約国は、その能力の範囲内で、資金供与の制度への貢献が要請される。